

○松江市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則

平成17年3月31日

松江市規則第239号

改正 平成19年10月17日規則第58号

平成20年6月26日規則第46号

平成23年7月29日規則第67号

平成27年11月13日規則第63号

平成31年2月6日規則第1号

令和2年3月26日規則第8号

令和3年12月28日規則第89号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市開発行為等の許可の基準に関する条例(平成17年松江市条例第334号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条の規則で指定する土地の区域)

第2条 条例第3条の規則で指定する土地の区域は、次の表に掲げるものとする。

指定する土地の区域	菅田町、西川津町、下東川津町、上東川津町、西尾町、朝酌町、法吉町、西法吉町、湊北台、東奥谷町、春日町、黒田町、国屋町、比津町、比津が丘三丁目、浜佐田町、薦津町、東生馬町、西生馬町、下佐陀町、上佐陀町、西持田町、東持田町、坂本町、福原町、西浜佐陀町、西津田九丁目、西津田十丁目、東津田町、古志原二丁目、古志原七丁目、一の谷町、矢田町、竹矢町、馬瀧町、八幡町、上乃木五丁目、上乃木六丁目、乃白町、大庭町、佐草町、大草町、山代町、東出雲町出雲郷、東出雲町今宮、東出雲町春日、東出雲町揖屋、東出雲町下意東、玉湯町布志名、玉湯町湯町、玉湯町林及び玉湯町玉造の一部
-----------	--

(条例第4条第2号の規則で定める道路)

第3条 条例第4条第2号の規則で定める道路は、一般国道9号松江道路、一般国道9号、一般国道431号、一般国道432号、主要地方道松江鹿島美保関線、主要地方道浜乃木湯町線、県道本庄福富松江線、市道西尾大井線、市道坂本西持田線、市道松江道路側道北線及び市道松江道路側道南線とする。

(条例第4条第2号の規則で定める規模)

第4条 条例第4条第2号の規則で定める規模は、延べ床面積500平方メートル以内とする。

ただし、工場については、周辺の土地利用と調和し、作業場の床面積の合計が150平方メートル以内(原動機を使用する場合は出力の合計が0.75キロワット以下)とする。

(条例第6条第1号及び第2号の規則で定める区域)

第5条 条例第6条第1号及び第2号の規則で定める区域は、次の表に掲げるものとする。

条例第6条第1号の区域	下東川津町、上東川津町、福原町、川原町、古志町、西谷町、古曾志町、上宇部尾町、新庄町、上本庄町、本庄町、邑生町、野原町、枕木町、長海町、秋鹿町及び岡本町の一部
条例第6条第2号の区域	朝酌町、福富町、大井町、大海崎町、古曾志町、打出町、東長江町、西長江町、手角町、大垣町及び大野町の一部

(条例第6条第1号の規則で定める規模)

第6条 条例第6条第1号の規則で定める規模は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 開発区域の面積が1,000平方メートル以内であるもの
- (2) 予定建築物の延べ床面積が500平方メートル以内であるもの
- (3) 工場については、周辺の土地利用と調和し、作業場の床面積の合計が150平方メートル以内(原動機を使用する場合は出力の合計が0.75キロワット以下)であるもの

(条例第6条第3号の規則で定める小学校及び中学校の周辺区域)

第7条 条例第6条第3号の規則で定める小学校及び中学校の周辺区域は、次に掲げる小学校及び中学校の校舎からおおむね500メートルの土地の区域(当該区域と直接接することとなる開発区域外の道路(以下「接続先道路」という。)に水道管及び下水道管(汚水の処理を行うものに限る。以下同じ。)が敷設されている区域に限る。ただし、開発許可を申請する者自らが接続先道路に水道管及び下水道管を新たに敷設する場合は、この限りでない。)とする。

- (1) 本庄中学校
- (2) 本庄小学校
- (3) 古江小学校
- (4) 湖北中学校
- (5) 秋鹿小学校

(条例第6条第3号の規則で定める規模)

第8条 条例第6条第3号の規則で定める規模は、開発区域の面積が3,000平方メートル未満であることとする。

(条例第6条第4号の規則で定める鉄道駅の周辺区域)

第9条 条例第6条第4号の規則で定める鉄道駅の周辺区域は、次に掲げる鉄道駅の駅舎からおおむね300メートルの土地の区域(接続先道路に水道管及び下水道管が敷設されている区域に限る。ただし、開発許可を申請する者自らが接続先道路に水道管及び下水道管を新たに敷設する場合は、この限りでない。)とする。

- (1) 朝日ヶ丘駅
- (2) 長江駅
- (3) 秋鹿町駅
- (4) 松江フォーゲルパーク駅
- (5) 高ノ宮駅
- (6) 津ノ森駅

(条例第6条第4号の規則で定める規模)

第10条 条例第6条第4号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

- (1) 住宅又は兼用住宅 開発区域の面積が3,000平方メートル未満
- (2) 自己の業務の用に供する店舗 開発区域の面積が3,000平方メートル未満、かつ、建築物の延べ床面積が500平方メートル以内

(条例第6条第8号の規則で定める規模)

第11条 条例第6条第8号の規則で定める規模は、拡大した後の敷地面積が500平方メートル以内とする。

(条例第6条第9号の規則で定める規模)

第12条 条例第6条第9号の規則で定める規模は、建築物の延べ床面積が50平方メートル以内とする。

(条例第7条第3号の規則で定める規模)

第13条 条例第7条第3号の規則で定める規模は、建築物の延べ床面積が50平方メートル以内とする。

(条例第8条の規則で定める建築物)

第14条 条例第8条の規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第34条第2号に規定する建築物のうち、観光資源の有効な利用上必要なもの
- (2) 法第34条第14号の規定により開発審査会の議を経た開発行為により建築される社会福祉施設、医療施設、学校、研究施設、観光振興を図るための施設、地域振興を図るた

めの工場等又はソフトビジネスパーク島根内の建築物

(3) 法第34条の2第1項の規定により開発許可があったとみなされる区域内での建築物

(4) 法第43条第3項の規定により許可があったとみなされる建築物

(区域図及び縦覧)

第15条 市長は、縮尺5,000分の1の図面に、条例第3条で指定する区域及び条例第6条で定める開発行為に係る区域(同条第1号及び第2号に掲げる開発行為に係るものに限る。)の範囲(これらの規定により当該区域から除き、又は当該区域に含まない区域を含む。)を表示し、公衆の縦覧に供するものとする。

(条例第9条の規則で定める条件)

第16条 条例第9条の規則で定める条件は、開発区域からおおむね250メートルの範囲に松江市都市公園条例(平成17年松江市条例第340号)第2条に規定する都市公園又は松江市普通公園条例(平成23年松江市条例第26号)第2条に規定する普通公園が設けられており、河川、山林、鉄道、幹線道路等に妨げられることなく利用できる状態にあることとする。

(浸水ハザードエリア)

第17条 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第29条の9第6号に規定する土地の区域は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深が3メートル以上となる区域とする。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成19年10月17日松江市規則第58号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成20年6月26日松江市規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年7月29日松江市規則第67号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成27年11月13日松江市規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月6日松江市規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月26日松江市規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日松江市規則第89号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。